

予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算

支出科目 款：衛生費 項：環境管理費 目：環境管理推進費

事業名 岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 廃棄物対策課 監視指導係 電話番号：058-272-1111(内2970)

E-mail：c11225@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 900 千円 (前年度予算額： 1,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,000	0	0	0	0	0	0	0	1,000
要求額	900	0	0	0	0	0	0	0	900
決定額									

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

産業廃棄物の不適正処理事案において、県が廃棄物処理法上の措置を尽くしても、行為者の不明、死亡、資力不足等により当該廃棄物が撤去されことなく長期間放置される場合があり、住民から周辺環境への影響を心配する声がある。

○不法投棄等された廃棄物の大規模(10 t 以上/1 件当たり) 残存事案
計30件 残存総量 約83,164 t (令和3年度末現在)

(2) 事業内容

行為者が不明、死亡又は行為者による撤去が不可能又は困難な事案において、住民の豊かで快適な環境の保全のために市町村(岐阜市を除く。以下同じ。)自らが当該廃棄物を撤去する場合に、県が当該費用の一部を補助する。

○対象経費
産業廃棄物の回収、運搬、処理に要する費用

○補助率
対象経費の1/2 (1 事案あたりの限度額3,000千円：複数年度実施可)
(ただし予算の範囲内)

(3) 県負担・補助率の考え方

不適正処理された産業廃棄物の処理責任は、当該不適正処理の行為者や廃棄物を排出した事業者にある。また、それらの者に対する指導等の責務は県が負うものである。

一方、行為者等が不明、県が行政処分を行っても行為者が死亡、資力不足等であれば、行政代執行の対象とならない場合、廃棄物は撤去されない。

そこで、市町村自らが廃棄物を撤去するに当たり、岐阜県環境基本条例の趣旨も踏まえ、県が市町村と連携すると共に、財政上の措置を講ずるものである。

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	900	市町村による不適正処理産業廃棄物の撤去事業への補助
合計	900	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 第3次岐阜県産業廃棄物処理計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）

(2) 国・他県の状況

- ・ 国の補助制度は、不法投棄等された産業廃棄物の撤去を行政代執行により実施する事業のみが対象である。
- ・ 他県では、県以外の者に対する撤去支援制度を11県が運用している。（支援の条件等に若干の差異あり。）

(3) 事業主体及びその妥当性

- ・ 事業主体：市町村
- ・ 妥当性：岐阜県環境基本条例に定めるとおり、市町村がその区域における自然的・社会的条件に応じた、豊かで快適な環境の保全及び創出のための施策として実施するもの。

県単独補助金事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

(事業内容)

補助事業名	岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金
補助事業者（団体）	市町村（岐阜市を除く） （理由）住民の快適な環境を保全するうえで重要な役割を果たす責務を有しているため。
補助事業の概要	（目的）豊かで快適な環境の保全及び創出 （内容）市町村による不適正処理（不法投棄等）された産業廃棄物の撤去
補助率・補助単価等	定率 （内容）対象経費の1/2 （1事案あたりの限度額：3,000千円） （理由）岐阜県不適正処理廃棄物撤去支援事業交付金交付要綱に基づき知事が定めた金額を補助
補助効果	廃棄物の撤去による豊かで快適な環境の保全及び創出
終期の設定	終期 令和6年度 （理由）不適正処理廃棄物の住民からの撤去要望が多く、また、行為者による撤去が困難な事案解消に必要

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

行為者不明等により長期間放置されている産業廃棄物や県が行政処分を行った事案で行為者の死亡・資力不足等により長期間放置されている産業廃棄物の撤去を行うことにより、「岐阜県環境基本条例」に定める豊かで快適な環境の保全及び創出を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R3年度 実績	R4年度 目標	R5年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

補助金交付実績 (単位：千円)	R元年度	R2年度	R3年度
	95	863	887

(これまでの取組内容と成果)

令和2年度	市町村に対し、交付金制度の周知、積極的な活用について働きかけを行ったところ、2市町村において交付金を活用した廃棄物の撤去が行われた。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %
令和3年度	市町村に対し、交付金制度の周知、積極的な活用について働きかけを行ったところ、3市町村において交付金を活用した廃棄物の撤去が行われた。
	指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない	
(評価) 2	大規模な不適正処理事案は近年減少傾向にあるが、依然として建設系廃棄物等の不法投棄等は後を絶たない状況にあり、事業の必要性は変わっていない。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3：期待以上の成果あり(単年度目標100%達成かつ他に特筆できる要素あり) 2：期待どおりの成果あり(単年度目標100%達成) 1：期待どおりの成果が得られていない(単年度目標50~100%) 0：ほとんど成果が得られていない(単年度目標50%未満)	
(評価) 2	交付金を活用して撤去事業を行う市町村が毎年度あり、制度の周知・浸透が図られている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 2	依然として、行為者等の不明、死亡若しくは資金不足等による長期間放置されている産業廃棄物が残存していることから、市町村に対し、今後も継続して制度の周知を図り、残存廃棄物の撤去を進める。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 市町村の財源確保

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 廃棄食品の不正転売事案や廃棄物混じりの土砂等の流出事案を受け、廃棄物の不適正処理事案に対する県民の関心は高い。 不適正処理事案の未然防止・拡大防止を図るため、通報体制の整備や監視体制の強化を図るとともに、長期間放置されている残存廃棄物については、継続して制度の周知を図り、市町村と連携して撤去を進める。
--